

令和8年度 第1回 恵庭市福祉有償運送運営協議会

書 面 会 議 資 料

令和8年6月24日(水)

<目 次>

1. 協議事項・・・・・・・・・・・・・・・・	2 P
2. 恵庭市における公共交通機関の状況・・・・・・・・	3 P
3. 恵庭市福祉有償運送運営協議会規則・・・・・・・・	4 P
4. 恵庭市福祉有償運送運営協議会委員等名簿・・・・・・・・	6 P
5. 自家用有償旅客運送の登録期間・車両数一覧・・・・・・・・	7 P
6. 調書・・・・・・・・・・・・・・・・	8 P
7. 更新登録申請資料	
・社会福祉法人恵庭光風会・・・・・・・・	11 P

1. 協議事項

社会福祉法人 恵庭光風会 の福祉有償運送に係る道路運送法第79条の6の規定による更新登録申請に関する必要事項についてご審議願います。

1) 運送の必要性

恵庭市内における市民に対する輸送サービスの状況及び福祉有償運送の実情を鑑み、道路運送法の登録申請を行う予定の社会福祉法人等の行う福祉有償運送は、恵庭市において必要と認められる。(又は認められない)

2) 安全の確保及び利用者の利便の確保に係る方策

関係資料を踏まえると、道路運送法の登録申請を行う予定の社会福祉法人等の行う福祉有償運送に係る安全の確保及び利便の確保に係る方策は、概ね適当と認められる。(又は認められない)

審議にあたっては以下の点を参照願います。

(1) 福祉有償運送の必要が認められる場合とは次のものが考えられます。(引用:福祉有償運送ガイドブック)

- ① タクシー事業者等による福祉輸送サービスが提供されていないか、直ちに提供される可能性が低い場合。
- ② タクシー事業者等は存在するものの移動制約者の需要量に対して供給量が不足していると認められる場合。

※恵庭市における公共交通機関の状況については資料の2～3Pを参照願います。

(2) 登録の申請にあたっては福祉有償運送の必要性、運送の区域、旅客から収受する対価等について合意されていることが必要です。(引用:福祉有償運送ガイドブック)

(3) 運送者は輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な次の措置を講じなければなりません。(引用:福祉有償運送ガイドブック)

- ① 運転者の要件
- ② 運行管理
- ③ 安全な運転のための確認等及び乗務記録
- ④ 運転者台帳及び運転者証
- ⑤ 整備管理
- ⑥ 事故の場合の措置
- ⑦ 損害賠償措置
- ⑧ 自動車に関する表示等
- ⑨ 旅客の名簿
- ⑩ 苦情処理体制

※申請書の添付書類は資料 11P～に調書としてまとめているので参照願います。

5) J R輸送状況（乗車人員）

（各年度末）

年 度	合 計	恵 庭 駅	島 松 駅	恵 み 野 駅
令和2年	3,559	2,091	597	871
3	3,560	2,248	558	754
4	3,862	2,472	572	819
5	4,108	2,647	589	872
6	4,206	2,689	614	903

〈資料〉北海道旅客鉄道（株）

（単位：千人）

注）単位未満四捨五入のため合計値が合わない場合がある。

サッポロビール庭園駅は無人駅のため非公表。

6) バス路線一覧

（令和7年4月1日）

名 称	路線名	区 間	路線長	運行車輛数	停留所数
道南バス	苫小牧・札幌線	苫小牧ターミナル～札幌	9.1Km	5台/日	1
	登別・札幌線	登別温泉～札幌	9.1Km	2台/日	1
中央バス	千歳線	千歳～札幌	10.8Km	9台/日	16
	苫小牧線	苫小牧～札幌	9.1Km	15台/日	1

〈資料〉道南バス（株）、北海道中央バス（株）

7) えにわコミュニティバス路線一覧

（令和7年4月1日）

名 称	路線名	区 間	路線長	運行車輛数	停留所数
えにわ コミュニティバス	Aコース	J R島松駅～J R恵み野駅東口～ J R恵庭駅東口～J R恵庭駅西口～ J R恵み野駅西口～J R島松駅	32.6Km	3台	70
	Bコース	J R島松駅～J R恵み野駅西口～ J R恵庭駅西口～J R恵庭駅東口～ J R恵み野駅東口～J R島松駅	32.6Km	3台	70

〈資料〉生活環境部生活環境課

8) 路線別輸送状況（路線全域分）

（各年度中）

区分／路線名（コース）	年次	延運行車輛	輸送人員	1 日 平 均	
				延運行車輛	輸 送 人 員
道南バス 登別・札幌線	令和2年	446	3,060	1.2	8
	3	186	1,993	0.5	5
	4	829	13,226	2.3	36
	5	764	10,911	2.1	30
	6	736	14,495	2.0	40
苫小牧・札幌線	令和2年	6,194	118,301	17.0	324
	3	3,071	106,299	8.4	291
	4	2,862	82,255	7.8	225
	5	2,841	95,575	7.8	261
	6	2,728	92,263	7.5	253
中央バス ／千歳線	令和2年	10,485	449,973	28.7	1,233
	3	10,585	474,367	29.0	1,300
	4	10,585	515,827	29.0	1,413
	5	10,599	554,832	29.0	1,516
	6	10,532	577,772	28.9	1,583
／苫小牧線	令和2年	9,349	134,441	25.6	368
	3	8,520	165,755	23.3	454
	4	9,971	219,265	27.3	601
	5	10,466	244,289	28.6	667
	6	10,531	268,026	28.9	734

〈資料〉道南バス（株）、北海道中央バス（株）

9) えにわコミュニティバス輸送状況

（各年度中）

区分／路線名（コース）	年次	延運行車輛	輸送人員	1 日 平 均	
				延運行車輛	輸 送 人 員
えにわコミュニティバス Aコース、Bコース	令和2年	1,946	256,129	5.3	702
	3	1,912	263,697	5.4	739
	4	1,950	318,254	5.3	872
	5	1,952	357,601	5.3	977
	6	1,948	393,048	5.3	1,077

〈資料〉生活環境部生活環境課

注) えにわコミュニティバスAコース、Bコースについて、平日は6台×246日、休日は4台×120日（令和5年4月1日～令和6年3月31日の366日）で運行している。

○恵庭市福祉有償運送運営協議会規則

平成 18 年 1 月 26 日

規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。)及び道路運送法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 75 号)に規定する福祉有償運送の適正な運営の確保を図るために必要となる事項の協議を行うため、恵庭市附属機関設置条例(令和 5 年条例第 27 号)別表第 1 に規定する恵庭市福祉有償運送運営協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第 79 条の規定による自家用有償運送旅客運送の登録(法第 79 条の 6 第 1 項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第 79 条の 7 第 1 項の規定に基づく変更登録を含む。)の申請があった場合における運送の必要性及び旅客から収受する対価その他の福祉有償運送の適正な運営の確保のために必要となる事項に関すること。
- (2) 法第 79 条の 12 第 1 項第 4 号の規定による合意の解除に関すること。
- (3) 福祉有償運送に係る輸送活動における利用者からの苦情及び事故等に関すること。
- (4) 協議会の運営方法、福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関し協議会が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 9 人以内をもって組織し、次の各号に掲げるものから選出する。

- (1) 市長又は市長が指名する市の職員
 - (2) 北海道運輸局札幌支局長又は北海道運輸局札幌支局長が指名する北海道運輸局の職員
 - (3) 一般旅客運送事業者又は一般旅客自動車運送事業者が組織する団体
 - (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - (5) 社会貢献を行っている NPO 等の団体
 - (6) 地域住民を代表する団体
 - (7) 福祉有償運送等について学識経験を有するもの
 - (8) その他市長が必要と認めるもの
- 2 協議会に会長及び副会長を置き、委員の中から互選によって決定する。
- 3 会長は会務を総理し、福祉有償運送運営協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときにその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会の議事議決は、出席委員の総意で決定することとし、全会一致を原則とする。

ただし、協議が整わない場合には、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年間とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(意見聴取)

第6条 協議会は、必要があると認められるときは、関係者の意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 この協議会の事務局を保健福祉部に置き、福祉有償運送事業に関する事務を所管する課が庶務を処理するものとする。

(守秘義務)

第8条 委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議結果の取扱い)

第9条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年9月3日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年11月7日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年1月28日規則第3号)

この規則は、公布日から施行し、令和5年10月16日から適用する。

4. 恵庭市福祉有償運送運営協議会等名簿

恵庭市福祉有償運送運営協議会 委員名簿

○委員/任期R8.5.30～R10.5.29

関係団体	恵庭市町内会連合会	佐々木 正博
関係団体	恵庭市老人クラブ連合会	亀石 和代
関係団体	恵庭発達障がいネットワークすくらむ	笹嶋 明美
関係団体	恵庭市社会福祉協議会事務局長	竹内 春実 部会長
タクシー事業者	千歳地区ハイヤー事業協同組合	小原 琢磨
タクシー運転手	富士交通株式会社	中陳 龍平 副部会長
学識経験者	北星学園大学社会福祉学部福祉計画学科教授	佐橋 克彦
行政関係	北海道運輸局札幌運輸支局首席運輸企画専門官	門間 俊也
行政関係	恵庭市保健福祉部長	足立 重敬

○登録事業者

社会福祉法人	恵庭光風会	R5.7.1～R8.6.30
社会福祉法人	恵庭市社会福祉協議会	R7.4.1～R10.3.31

○事務局

保健福祉部	次長	笹川 貴弘
保健福祉部	障がい福祉課長	村山 周平
保健福祉部	障がい福祉課主査	吉野 裕太
保健福祉部	障がい福祉課上席主任	松田 みどり

5. 自家用有償旅客運送の登録有効期間・車両数一覧

(令和8年度)

更新 年度	法人の名称	登録有効期間	車両数
R9	恵庭市社会福祉協議会	令和10年3月31日	兼用車 2台 車いす車 3(2)台
R8	社会福祉法人 恵庭光風会	令和8年6月30日	セダン等 13(1)台 車いす車 4(1)台

※登録期間の2か月前から運輸局への登録は可能。

※軽自動車は()内に内数で表示しています。

7. 調書 社会福祉法人 恵庭光風会

福祉有償運送に係る道路運送法第 79 条の 6 の規定による更新の登録申請を予定する法人に関する必要事項の協議について

項 目		資料名	掲載頁
法人名称	社会福祉法人 恵庭光風会	自家用有償旅客郵送	P11
所在地	恵庭市牧場 219 番地 4	更新登録申請書	～
代表者	理事長 西 一浩	定款	P31
法人設立年月日	昭和 54 年 8 月 15 日	履歴事項全部証明書	
法人の活動内容	履歴事項全部証明書の目的等欄のとおり	役員名簿	
登録申請期間	令和 8 年 7 月 1 日から令和 11 年 6 月 30 日まで	宣誓書	
対価	1km 毎 50 円 * 迎車回送料金 1km 毎に 50 円加算		
福祉有償運送を必要とする理由	実施区域内においては、障がい者等自力での移動が困難な方への福祉輸送サービスが十分に対応できていないことから、当法人において有償運送を実施するものです。		

使用車両	17 台 ① トヨタ 小型 8 人乗り 車番:札幌 504 た 923 ステーションワゴン ② トヨタ 小型 8 人乗り 車番:札幌 504 つ 403 ステーションワゴン ③ トヨタ 小型 8 人乗り 車番:札幌 504 そ 1668 ステーションワゴン ④ ホンダ 小型 8 人乗り 車番:札幌 503 ん 7525 ステーションワゴン ⑤ トヨタ 小型 8 人乗り 車番:札幌 504 な 5718 ステーションワゴン ⑥ ホンダ 軽自動車 4 人乗り 車番:札幌 581 き 1229 ステーションワゴン ⑦ トヨタ 小型 5 人乗り 車番:札幌 503 と 6991 箱型 ⑧ トヨタ 普通 9 人乗り 車番:札幌 800 そ 6462 車いす移動車 ⑨ ホンダ 軽自動車 4 人乗り 車番:札幌 581 た 1404 ステーションワゴン ⑩ トヨタ 小型 5 人乗り 車番:札幌 504 な 7111 箱型 ⑪ トヨタ 普通 10 人乗り 車番:札幌 800 た 6670 車いす移動車 ⑫ ニッサン 普通 10 人乗り 車番:札幌 800 た 7284 車いす移動車 ⑬ ニッサン 小型 8 人乗り 車番:札幌 504 ん 7781 ステーションワゴン ⑭ ニッサン 小型 8 人乗り 車番:札幌 504 め 7489 ステーションワゴン ⑮ ニッサン 小型 8 人乗り 車番:札幌 504 み 4465 ステーションワゴン ⑯ トヨタ 小型 5 人乗り 車番:札幌 504 ひ 5513 箱型 ⑰ トヨタ 普通 8 人乗り 車番:札幌 303 め 394 ステーションワゴン	自家用有償旅客運送 に使用する車両の一 覧 車検証	P32 ～ P49
------	---	------------------------------------	-----------------

運転者	8 名(過去 2 年間運転免許停止処分はありません) ・特定非営利活動法人さっぽろ福祉支援ネットあいなび 福祉有償運送運転者講習・セダン等運転者講習終了者 3 名 ・北海道移送・移動サービス連絡会(ST ネット北海道) 移送サービス運転協力者講習会受講修了者 6 名 ・介護福祉士登録証 8 名 ・運転者行政処分前歴 R5 年 10 月 15 日 放置駐車違反 1 件 ※運転免許証、運転記録証明書・講習受講修了証を受けている ことを証するものの写し等については事務局確認済み。	運転者の一覧兼運転 者就任承諾書 運転免許証の写し 運転記録証明書 介護福祉士登録証 講習受講修了証	P50 ～ P84
車両の整備管理 体制等	運行管理の責任者 金山 寛和	運行管理の責任者就 任承諾 運行管理の体制等を 記載した書類	P85 ～ P87
車両の損害賠償 措置	全車／対人・対物 無制限 人身 1 名につき 3, 000 万円	自動車保険明細書	P88 ～ P122
登録会員数	171 名	旅客の名簿 身体状況等、態様ごと の会員数	P123 ～ P128
実施の区域	恵庭市	自家用有償旅客運送 者登録証	P129
運行実績	令和 7 年度運行実績 2, 617 回	自家用有償旅客運送 輸送実績報告書	
前回登録からの 変更点	使用車両 16 台から 17 台に増車 運転者数 9 名から 8 名に減員		
特記事項	特になし		